

議員提出議案第6号

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について

別紙、「議会の議員の議員報酬の特例に関する条例」を議決されたく、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年11月29日提出

加西市議会議長 森元清蔵 様

提出者	加西市議会議員	三宅 利弘
賛成者	〃	中右 憲利
〃	〃	長田 謙一
〃	〃	衣笠 利則
〃	〃	織部 徹
〃	〃	土本 昌幸

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例

財政健全化に供するため、議会の議員の期末手当については、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 42 年加西市条例第 16 号）第 6 条の規定にかかわらず、特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例（昭和 42 年加西市条例第 17 号）第 3 条第 3 項中「100 分の 190」とあるのは、「100 分の 165」と、「100 分の 205」とあるのは、「100 分の 185」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成 26 年 11 月 30 日限り、その効力を失う。